

大牟田市道路排水施設改良工事に伴う実施設計業務委託

総 則

- 1) 本仕様書は、大牟田市道路排水施設改良工事に伴う実施設計業務委託に適用する。
- 2) 本業務は、本件に関する機関の基準ならびに市の指示によるほか、福岡県県土整備部「測量業務・地質調査・設計業務委託共通仕様書」に準拠し実施すること。
- 3) 業務に必要な関係官庁機関に対する諸手続きは受注者が行い、発注者にその内容を報告するとともに、業務実施にあたっては関連する法令等を遵守し、関係機関と十分協議を行い実施すること。
- 4) 本仕様書及び設計図書に明示していなくても、業務の実施に必要であれば全て受注者の負担で行うこと。
- 5) 本業務のため私有地に立入る場合は、予め関係者の了解を求めるものとし、施設物件等に被害を与えないようにすること。
- 6) 受注者は本業務に係る一切の機密を厳守し、成果を他に漏らしたり転用してはならない。また、本業務で知り得た個人情報についても守秘義務を負うものとする。
- 7) 受注者は、本業務に必要な渉外業務を行わなければならない。但し、受注者の責任において解決できない場合は発注者と協議する。なお、渉外業務等の記録は詳細に明記し随時報告するとともに、業務完了時には報告書と同時に提出する。
- 8) 受注者は、本業務における管理技術者を定めなければならない。管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うものとする。また、管理技術者は下記の条件を満たす者とする。(資格等所有者は、3月以上継続して雇用されている者に限る。
 - ・ 技術士(総合技術監理部門(上下水道-下水道、建設-鋼構造及びコンクリート))
 - ・ 技術士(上下水道部門(下水道))
 - ・ 技術士(建設部門(鋼構造及びコンクリート))
 - 平成13年度以降に実施された第2次試験合格者である場合にあっては、7年以上の実務経験を有するものであって、当該選択科目に係る部門の業務に4年以上従事し、かつ、入札業務委託と同種類業務に従事した実績を有するものに限る。
 - ・ R C C M (鋼構造及びコンクリート**部門、下水道部門**) の場合には、入札業務委託と同種・類似業務に従事した実績を有するものに限る。
- 9) 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
- 10) 受注者は、本業務における照査技術者を定めなければならない。照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。(資格等所有者は、3月以上継続して雇用されている者に限る。
 - ・ 技術士(総合技術監理部門(上下水道-下水道、建設-鋼構造及びコンクリート))
 - ・ 技術士(上下水道部門(下水道))
 - ・ 技術士(建設部門(鋼構造及びコンクリート))
 - 平成13年度以降に実施された第2次試験合格者である場合にあっては、7年以上の実務経験を有するものであって、当該選択科目に係る部門の業務に4年以上従事し、かつ、入札業務委託と同種類業務に従事した実績を有するものに限る。
 - ・ R C C M (鋼構造及びコンクリート**部門**) の場合には、入札業務委託と同種・類似業務に従事した実績を有するものに限る。

- 11) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 12) 照査技術者は、設計図書に定めるまたは発注者の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 13) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。
- 14) 照査技術者は、管理技術者を兼務できない。
- 15) 受注者は、本業務における担当技術者を定めなければならない。担当技術者は、管理技術者のもとで業務を担当する者で、その氏名その他必要な事項を発注者に提出するものとする。
- 16) 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 17) 担当技術者は、照査技術者を兼務できない。
- 18) 受注者は、契約時または完了時において、請負金額500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。
- 19) 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 20) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1)業務概要 (2)実施方針 (3)業務工程 (4)業務組織計画 (5)打合せ計画 (6)成果品の品質を確保するための計画 (7)成果品の内容、部数 (8)使用する主な図書及び基準 (9)連絡体制(緊急時含む) (10)使用する主な機器 (11)その他なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。
- 21) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 22) 発注者が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
- 23) 本業務の実施に際して疑義が生じた場合は協議を行うものとし、手戻りとならないように注意すること。

・業務目的

既存道路排水施設(暗渠)の老朽化が進んでおり、道路陥没等が生じる恐れがあるため、道路排水施設の機能回復を図るべく実施設計を行うもの。

設計にあたっては、現地踏査を十分に行い、周辺状況や既存関連資料を基に、構造・形状・工法等を検討し、経済性、施工性、周辺への影響等に配慮して設計を行うものとする。

・業務内容

1) 資料収集

既存調査並びに水道・下水道・ガス・電気・電話等の地下埋設物やその他支障物件(電

柱・架空線)等について資料を収集する。

2) 現地踏査

既存道路排水施設の流域について調査する他、道路交通状況等、現地を十分に把握する。また、必要に応じて目視並びにテレビカメラ等を用いて既存調査資料の確認を行う。

3) 現地作業

台帳との位置確認や目視による水量確認を行う。また、調査、測距、高さ、横断の測定等を行う。

4) 設計計画

既存資料や現地踏査結果に基づき、布設替・更生・修繕等の工法を選定する。選定にあたっては、既設排水路の老朽化、損傷状態に応じて機能性・経済性・維持管理・周辺への影響等について考慮し、比較検討を行なった上で、最適な工法を選定する。必要断面の検討を行うにあたっては、流域面積及び流入水路の確認を行い、公共下水道の計画区域の場合は、その整備状況に合わせて流入水量を算定し、所要の流下能力を確保する。また、仮排水・換気計画・仮設の必要性についても検討し、決定された工法の工事費について算出する。

5) 各種計算

強度、構造、流量、換気、仮設土留等の計算を行う。

6) 図面作成

位置図、平面図、縦横断図、構造図、仮設図等を作成する。

7) 数量計算

施工種別・管径ごとに施工延長及び材料等の数量計算を行う。

8) 照査

設計計画の妥当性及各種計算書、設計図の適切性及び整合性について確認する。

9) 設計協議

業務の主要な区切りにおいて監督員と協議・確認を行う。

10) その他

設計業務に際し、発注者が必要と認めた場合は、各種関係機関との協議を行うための資料作成及び協議に立ち会うものとする。

. 成果品

1) 成果品は次のとおりとする。

・ 設計

報告書(設計業務成果概要書、基本事項検討書、現地踏査結果表、設計計算書、設計図面、数量計算書、概算工事費報告書、施工計画書、施工順序図等、協議記録簿、照査報告書、涉外記録簿等)

A 4 版..... 2 部

原稿・原図..... 1 式

図面は、JW-CAD 及び縮小版(A 3 版)を作成するもの。

電子納品等その他担当職員が指示したもの。

V . 個人情報の保護

受注者は、委託業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- 2) 業務目的以外の目的に個人情報を利用してはならない。
- 3) 個人情報を第三者に提供し、または譲渡してはならない。
- 4) 発注者の指示または承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、または複製してはならない。
- 5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- 6) 委託業務を処理するために発注者から提供され、または受注者が作成、または取得した個人情報が記録された文書等を、委託業務が終了したときは直ちに発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- 7) 委託業務に従事する者に対し、委託業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- 9) これらの事項に違反する事態が生じ、生ずるおそれがあることを知ったとき、または個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

. 個人情報の漏えい等による損害賠償

受注者は、受注者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えいまたは破損する等、発注者または第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。

. その他

- (1) 契約書、仕様書及び設計図書等に、特に明示していない事項で、実施上当然必要な事項については、請負者の責任において処理すること。
- (2) その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し指示を受けて処理すること。